

出雲キャンパスにおける授業及び定期試験の休講措置に関する取扱い

(平成20年1月21日 学長決裁)

(平成22年6月22日 一部改正)

(平成25年12月27日 一部改正)

(令和5年5月22日 一部改正)

この取扱いは、暴風、暴風雪及びその他の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報及び「避難情報に関するガイドライン(内閣府(防災担当))」における警戒レベル発表・発令時等における授業及び定期試験(以下「授業等」という。)の休講等に関し、必要な事項を定める。

1. 島根県出雲市において、気象庁から暴風警報、暴風雪警報、特別警報(高潮及び波浪は除く。)が発表又は島根県出雲市から「避難情報に関するガイドライン」における警戒レベル4(避難指示)以上(以下「気象警報等」という。)が発令された場合、当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし、次の場合は、授業等を実施する。

(1) 午前7時までに気象警報等が解除された場合は、平常どおり授業等を実施する。

(2) 午前11時までに気象警報等が解除された場合は、5・6時限目の授業等から実施する。

なお、授業等の実施中に気象警報等が発表又は発令された場合は、適切な方法によりキャンパス内に周知する。

2. 学外実習を行う地区において、気象庁又は同地区の属する自治体から気象警報等が発令された場合、当日の学外実習を休講とする。ただし、次の場合は、学外実習を実施する。

(1) 午前7時までに気象警報等が解除された場合は、午前の学外実習から実施する。

(2) 午前11時までに気象警報等が解除された場合は、午後の学外実習から実施する。

なお、学外実習中に気象警報等が発令された場合は、適切な方法により各実習先へ連絡し、学生に周知する。

3. 金曜日(金曜相当日を含む。)に松江キャンパスの開講科目を履修するため大学が運行するバスを利用する者については、島根県松江市又は出雲市に気象警報等が発令された場合、当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし、次の場合は、授業等を実施する。

(1) 午前7時までに島根県松江市及び出雲市の気象警報等が解除された場合は、平常どおり授業等を実施する。

(2) 午前11時までに島根県松江市及び出雲市の気象警報等が解除された場合は、5・6時限目の授業等から実施する。

なお、授業等の実施中に島根県松江市又は出雲市に気象警報等が発令された場合は、適切な方法によりキャンパス内に周知する。

4. 前項以外で、松江キャンパスで開講される科目を履修する者は、松江キャンパスにおける休講措置1、2による。

5. 気象警報等の発表・発令及び解除の確認は、気象庁のホームページ、松江地方気象台への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道によるものとする。

6. 1から3に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合には、適切な方法によりキャンパス内に

周知し、臨時に全部又は一部の授業等を休講とすることがある。

(1) 学校保健安全法に規定する感染症の予防上必要があると医学部長が認めた場合。

(2) 上記以外の場合で、医学部長が緊急に休講する必要があると認めた場合。

7. 休講に伴う補講の取扱いは、松江キャンパスにおける開講科目は教育を担当する副学長が、出雲キャンパスにおける開講科目は医学部長が、別途決定するものとする。

8. 教育を担当する副学長は、松江・出雲両キャンパス間の同一授業において、一方のキャンパスの休講措置により、学生が授業等を受けることができなかつた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成22年6月22日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成26年1月1日から実施する

附 則

この取扱いは、令和5年5月22日から実施する